

令和6年9月13日（金曜日）

（第 3 号）

令和6年第3回五霞町議会定例会

令和6年9月13日（金曜日）午前10時開議

議事日程（第3号）

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第46号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例
- 議案第48号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和5年度五霞町一般会計歳入歳出決算
- 議案第56号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議案第57号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第58号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議案第59号 令和5年度五霞町水道事業会計決算
- 議案第60号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計決算
- 議案第61号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計決算
- 請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願
- 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

（追加日程）

- 第1 議案第62号 五霞町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について
- 第2 議案第63号 五霞町定住促進住宅整備事業契約の締結について
- 第3 意見書第1号 脳脊髄液減少（漏出）症の医療改善に関する意見書

第 4 意見書第 2 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

---

出席議員（10名）

1 番	猿 橋 正 男 君	2 番	小野寺 宗一郎 君
3 番	黛 丈 夫 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦 略 課 長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
産業課長兼 農業委員会 事務局 長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	山 田 浩 君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり  
戦 略 課 主 事 補 阿 部 真悠佳 君

---

議会書記補助のため入場を許可した者

総務課副主幹 石 橋 輝 一 君

---

事務局職員出席者

書 記 高 島 悠 仁 書 記 伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（樋下周一郎君）おはようございます。  
定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による本日の議案説明等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。  
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。  
本日の本会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信を行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。  
また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（樋下周一郎君）続きまして日程第2、議案第46号から議案第61号及び請願第1号並びに請願第2号、以上18件を一括して議題といたします。  
それぞれ所管の委員会へ付託いたしました議案について、各委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。  
最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。  
新井総務文教委員長。

〔総務文教委員長 新井 庫君 登壇〕

- 総務文教委員長（新井 庫君）おはようございます。  
6番議員の新井です。  
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。  
去る9月3日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。  
当委員会は、9月4日午後1時半から、議案等説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等に出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。  
当委員会へ付託され審査を実施しました案件は、議案第46号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第3号）中、総務文教委員会所管事項、議案第49号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第50号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第51号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、請願第1号 脳脊髄液減少症医療改善を求める

意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願、以上7件でございます。

続きまして、審査の経過について申し上げます。

まず、議案第46号の条例の一部を改正する条例については、条例改正の趣旨や効果等について担当課長より説明を受け、その後、質疑を行い審査を実施いたしました。

続きまして、議案第48号及び議案第49号、議案第50号、議案第51号の一般会計及び特別会計に係る補正予算の審査では、所管課長より補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い審査を実施いたしました。

また、請願第1号及び請願第2号では、それぞれ請願の趣旨を確認するとともに、紹介議員及び関連する所管課長等から意見を聴取し、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました案件全て全会一致をもって原案のとおり可決及び採択すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

鈴木経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）9番議員の鈴木です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月4日午前10時から、議案等説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等に出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例、議案第48号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第3号）中、経済建設委員会所管事項、議案第52号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第54号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、以上の5件が付託されたので、それぞれ審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第47号の審査では、条例の経緯や趣旨について担当課長から説明を受け、その後、質疑を行い審査を実施いたしました。

議案第48号及び議案第52号から議案第54号の一般会計及び各公営企業会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容に関し、各担当課長から説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました5件全て全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、決算特別委員長より報告願います。

宇野決算特別委員長。

〔決算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○決算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。

8番議員の宇野です。

決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、決算特別委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月6日、9日、10日の3日間、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第55号から議案第61号までの令和5年度各会計決算7件であります。

審査の経過は、令和5年度決算書又は主なる施策の成果に関する説明書に基づき、各担当課長から各事業の決算額や取組内容に関する説明を受け、その後、質疑を行っております。

審査の結果については、議案第55号から議案第61号までの全議案とも全会一致をもって原案のとおり可決するものと決しました。

なお、令和5年度各会計決算における監査委員からの審査意見や各議員からの要望等につきましても、精査していただき、今後の町政運営に考慮いただきますよう要望させていただきます。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決を行います。

議案第46号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第46号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号 五霞町地域優良賃貸住宅条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第47号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 47 号 五霞町地域優良賃貸住宅条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 48 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 49 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 50 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 51 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 52 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 53 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 54 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号から議案第 54 号を一括して採決することに決しました。

これより一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 48 号から議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 48 号から議案第 54 号の令和 6 年度各会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 55 号 令和 5 年度五霞町一般会計歳入歳出決算、議案第 56 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 57 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 58 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、議案第 59 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計決算、議案第 60 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計決算及び議案第 61 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計決算は、一括して討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号から議案第 61 号までは、一括して討論を行い、議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 55 号から議案第 61 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決します。

初めに、議案第 55 号 令和 5 年度五霞町一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 55 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 55 号 令和 5 年度五霞町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 56 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 56 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 56 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 57 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 57 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 57 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 58 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

議案第 58 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 58 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 59 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計決算を採決いたします。

議案第 59 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 59 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 60 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計決算を採決いたします。

議案第 60 号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 60 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、議案第 61 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計決算を採決いたします。

議案第 61 号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 61 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計決算は、委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、請願第 1 号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願を採決いたします。

請願第 1 号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、請願第 1 号 脳脊髄液減少（漏出）症医療の改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

続いて、請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

請願第 2 号は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に 2 階議員控室において議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様並びに町長、副町長、関係課長の皆さんはお集まりください。議会運営委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、議会運営委員会以外の議員は、委員会について待機をお願いします。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎追加議事

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

会議規則第 21 条の規定により議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営委員会において運営等について協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

#### ◎議案第 62 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）それでは、追加日程第 1、議案第 62 号 五霞町定住促進住宅整備事業契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 62 号 五霞町定住促進住宅整備事業契約の締結について御提案申し上げます。

本議案については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、都市建設課長の補足説明を願います。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）それでは、議案第 62 号 五霞町定住促進住宅整備事業契約の締結について御説明申し上げます。

議案書 1 ページのほうをお願いいたします。

定住促進住宅整備事業の事業契約につきましては、P F I 法に基づき、川妻地区及び原宿台地区の町有地に、選定された民間事業者が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る維持管理及び運営を遂行する方式により実施するものでございます。

契約の内容につきましては、定住促進住宅整備に関して行われる既存建築物等、原宿台のコミュニティセンター等の解体、住宅施設等の整備、維持管理及び運営を一体的に実施する事業契約となっているところでございます。

その他の詳細につきましては、2 番、事業場所 五霞町原宿台 4 丁目 12 番地 2、五霞町大字川妻字川岸前 2171 番地 41 でございます。

4 としまして、契約の方法につきましては随意契約となっております。

5 としまして、契約の金額でございます。税込みで 11 億 9,227 万 1,226 円でございます。

6、契約の相手方です。株式会社キラリごかタウン 代表取締役 菊地和幸氏でございます。

7 の契約期間につきましては、議会の議決の日から令和 38 年 3 月 31 日までとなっております。

説明については以上でございます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 62 号を採決いたします。

議案第 62 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 62 号 五霞町定住促進住宅整備事業契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、追加日程第2、議案第63号 五霞町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第63号 五霞町地域優良賃貸住宅の指定管理の指定について御提案申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、原宿台地区及び川妻地区に建設予定である地域優良賃貸住宅の管理代行について、PFI法に基づき選定事業者として選定した株式会社キラリごかタウンを指定するため、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、都市建設課長の補足説明を願います。

都市建設課長。

○都市建設課長（大橋 勝君）議案第63号 五霞町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

地域優良賃貸住宅につきましては、先ほど御説明したとおり、PFI法に基づいた方式により実施するというところでございます。PFI事業の特殊性から、五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例の規定に基づき、公募を行わずに指定管理者の指定を行いたく、地方自治法の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるというものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

1、公の施設の名称及び所在地でございます。

名称につきましては、仮称でございますが、原宿台地域優良賃貸住宅、所在地につきましては、五霞町原宿台4丁目12番地2でございます。次に(2)名称。こちらも仮称でございます。川妻地域優良賃貸住宅。所在地につきましては、五霞町大字川妻字川岸前2171番地41でございます。施設の名称につきましては、今後、住民等による公募を行いまして決定していきたいと、受託者のほうから申出があったところでございますので、仮称となっております。

2、管理者となる団体の名称及び所在地でございます。

名称でございますが、株式会社キラリごかタウン 代表取締役 菊地和幸氏でございます。所在地につきましては、五霞町大字冬木730番地1となります。

最後に3、指定する期間でございますが、契約の効力の発生の日の翌日から令和38年3月31日までとなっております。

説明については、以上でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 63 号を採決いたします。

議案第 63 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 63 号 五霞町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎意見書第 1 号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、追加日程第 3、意見書第 1 号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。

新井 庫君。

〔6 番 新井 庫君 登壇〕

○6 番（新井 庫君）6 番議員の新井でございます。

意見書第 1 号 脳脊髄液減少症医療改善に関する意見書について提案理由を申し上げます。

提出者は、私、新井 庫で、賛成者は鈴木喜一郎議員、宇野進一議員となります。

提出いたします意見書案の内容を抜粋して申し上げます。

脳脊髄液減少症は、脳脊髄から何らかの原因で硬膜外腔に漏れ出す又は減少してしまうことにより、起立性頭痛や頸部痛、悪心、目まい、耳鳴りなどの様々な症状が起こります。この病気は、通常の検査では診断できず、専門医の検査により診断されるため、発見が非常に難しいのが現状です。

茨城県内には脳脊髄液減少症の専門医が在籍する病院がありません。そのため、県外の病院まで通院せざるを得ない状況にあり、患者にとって通院のための長時間の移動は心身への大きな負担となっております。

脳脊髄液減少症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性疾患の患者であるにもかかわらず、確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。難治性患者及び患者家族を救済するために、新しい治療方法の研究、そして、難治性疾患の難病指定が必要です。

こうした観点から、国及び茨城県におかれましては、脳脊髄液減少症を十分認識され、医療体制を改善できるように、次の措置を講じられるよう強く要請します。

1、国は、脳脊髄液減少症の難治性患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。

2、国は、脳脊髄液減少症の難治性の長期疾患を指定難病へ追加すること。

3、茨城県は、県内に脳脊髄液減少症専門医がいる拠点となる病院を 1 か所確保すること。

なお、意見書は、地方自治法第 99 条の規定により提出いたします。

提出先は、衆議院議長のほか、記載のとおりとなります。

どうか議員の皆様におかれましては、本意見書案につきまして十分な御理解を賜り、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善に関する意見書は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎意見書第2号の上程、説明、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、追加日程4、意見書第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書を議題といたします。

本案の提出者であります新井 庫君から提案理由の説明を求めます。

新井 庫君。

〔6番 新井 庫君 登壇〕

○6番（新井 庫君）6番議員の新井でございます。

意見書第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

議長あての提出者は、私、新井 庫で、賛同者は鈴木喜一郎議員、宇野進一議員となります。

提出いたします意見書案の内容を抜粋して申し上げます。

意見書で述べていますように、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のためには、教職員定数改善が不可欠です。また、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われている自治体もありますが、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請となっています。

したがって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の事項を講じられるよう強く要請いたします。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

なお、意見書は、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、衆議院議長ほか、記載のとおりとなります。

どうか議員の皆様におかれましては、本意見書案につきまして十分な御理解を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、意見書第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）以上で、本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、11日間の会期にわたり、提案されました人事案件及び条例の制定や一部改正、並びに各会計の補正予算及び令和5年度決算の認定などの審議を行いました。

議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。

ここに厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見、要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚く御礼を申し上げます。

簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）令和6年第3回五霞町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月3日から本日まで11日間にわたって開催されました本定例会に、執行部からは20件の議案等を提案させていただきました。各常任委員会、また、決算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ただいま各議案とも原案のとおり御承認賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

議会中に議員から賜りました御指摘、御要望等につきましては、しっかりと検討し、適切な対応をまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続き町政への御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、令和6年第3回五霞町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時19分